|接支払制度

# 中山間地域等

【集落協定の概要】

りです。 り組むこととなりました。 落協定」を締結し、継続して取善新対策になり、4集落が「集 爻付金が毎年交付されます。 止な活動を行った集落に対して、 今後5年間、協定に基づき適 集落協定の概要は別表のとお

少などにより耕作放棄地の増加が問題となっています。 風景の提供など、多面的な役割を果たしています。 策として5年間実施されることになりました。 された中山間地域等直接支払制度は、本年度から新対 めに、平地との生産経費の格差を集落及び関係者等に 爻付金として直接支払う制度です。 **て耕作放棄地の発生を防ぎ、多面的機能を確保するた** 中山間地域等直接支払制度は、農業生産活動を通し 平成12年度から16年度までの5年間にわたって実施 しかし、不利な農業生産条件や高齢化、担い手の減 小野町のような中山間地域は、洪水防止、 緑豊かな

## 制度の概要

対象農地 農業振興地域内で1ヘクター 畑が15度以

田が20分の1以上、 上である急傾斜地 ル以上のまとまりのある農地で 交付の条件

## ●交付される金額 交付単価については活動内容

によって二種類となります。

従来の活動内容だけであれば通 的に実施できる体制を整備する 常単価の8割の交付となります ことを目的としていることから、 て農業生産活動を自立的・継続 ・通常単価 8割単価 新しい制度では、将来に向け 田1万6千8百円 田2万1千円

> より積極的な活動 イ規模拡大・土地利用調整 耕作放棄の復旧・法人設立

> > 加算単価

通常単価

通常単価の8割

集落の将来像を 明確化し、5年間 の最低限の農業生 産活動を行う協定

た「集落協定」を策定し、 や多面的機能の増進を目的とし

協定

集落において耕作放棄の防止

に基づき適正な管理や活動を行

通常単価 (従来どおり)

将来に向けた積極的な取組を促します

●地域の主体的取り組みを一層活性化させるために、**交付要件や**事 務手続きを見直しました。

左の活動に加えて、協

定期間内に将来に向けた農業生産活動の体制

整備の強化を行う協定

## (別表) 集落協定の概要

	美工工	佳	. 4	答:	名	代	表	者	協定 参加 者		団地名	ᄓᄔᄆᆝ	対象農用地の状況		10a当たり
-	番号	朱	汨										面積(㎡)	主傾斜	交付単価
	1	抽	₹ ]	辺	滝	佐久	、間が	茂久	5人	1	滝	田	12,691	1/18	16,800円
	2	浮金	: ‡t	ر ر	内	新田	]	鉄雄	6人	2	北ノ内	田	16,237	1/17	16,800円
										თ	越野-1	田	17,180	1/15	21,000円
	3	浮台	È :	越	野	宗像	7	道雄	7人	4	越野-2	田	10,763	1/9	21,000円
										計	2団地		27,943		
	4	塩庭	畑	ノ	作	草野	, <u>i</u>	孝男	4人	5	畑ノ作外	田	15,020	1/15	16,800円
	計	4集落							22人	5団地			71,891		